

准又思堂日記

五十八

大正五年十二月上浣起筆

特別  
14  
1919  
307





夏魚巻の巻

大正五年十二月五日起筆

の甲支歌仰々前後二面我早稲田の園者終く終んは貴  
 重き法人層振玉の法に反し覆字版を化し一は頃者故  
 成る禮記疏義先づ接乎而して六朝の書に未だ入らず  
 多し礼記の題矣六朝の書に未だ入らずを以て未  
 だ得んともいふ一書を考ふる而して徐ろる昔尾羅  
 木の考証するを復み(ん)唐代の書と思惟て  
 一書の六朝の書に未だ入らずを以て未だ得んともいふ  
 の何人か(ん)も略るを考ふるを以て未だ得んともいふ  
 すと(ん)の(ん)も略るを考ふるを以て未だ得んともいふ



(前卷)書中每見灼葉字考陳書鄭灼傳言灼少受業於皇侃尤明三禮家負鈔義疏以日繼夜云則此卷者鄭灼所鈔之義疏而灼案諸條則灼鈔時所增益也傳言灼鈔義疏不言鈔何人所作今驗此卷卷以歷代史志所記確知所鈔者皇侃義疏也

鄭灼既云六朝人多而一更云紙質字體の又六朝云こと●カ言及して云々

此卷用紙質極薄而薄色上竊黃與唐代麻紙滑澤堅厚子而色褐或深黃者大異余見西陲所出六朝人書卷軸皆然又以書體斷之出六朝人手無疑卷中不避陳隋唐法帝諱灼卒於陳而在梁已官西有其家負官書始當梁世

必不在官成之後則此卷者或即灼所手書耶云々  
あつても書体六朝の云々且つ此の塗抹改竄の云々ありて  
と書ある云々云々此の書ある云々灼の自筆と云々敢て誣  
へんことを云ふ

山川同字の書札に云々云々の版末に成るる羅氏の述  
也云々云々の家の手記に看らば三浦初相と熊持の玉  
の角をも併せ版とする志ありと考版の成るる云々なる  
ゆりて要すると云ふ

○秋月桂樹のわづらと云々云々云々云々云々の意と  
云々の紙の云々云々の抄本と云々の酒房に相違する  
云々の圖に云々云々の云々の云々の云々の云々の



の真執可くしものあり傷りて其文を言ふ一六縣所經  
に收むと云ふををし紙後の物もしく松島の史料をさう  
あり也

女以形仙比仙以其年比隱士以名比節義之士此數  
人者或以每為樂或以山林或以報國樂優以其  
心論而不以其人論隱士以其操論而不以其人論節義  
之士以其誠論而不以其行論取捨萬分於靜躁不  
同雖然各負其衣其衣人所所總不切而相合  
以彼樂較此樂未何有冠履之倒世之回迥而往々  
僻視三方過他人如仇自言安知人倫之一其本噫此所  
以人而不若乃仙与若事不也凡

紀元二千五百三十三年七月十六日楠本縣令行于新沼

宮居酒既行淡論及縣知事如令揮筆下造  
白描仙草數葉且題吳種曰香口字余醉眸  
闕之頃覺知合有寓意成之余因啟所書意識  
素志安知知令不与余同慨耶 秋月村拜草

○余乃るを林歩のこ土地家屋を贈を任す而して大患を罹り  
て後不如者の為る之れを安んず後々の方及所の長を賃借  
し二十数年を經てし今も新傾き任ちる所を殊に狭  
隘しと云ふ當家室を廢す可く一室にわたりて坐すも坐すも不便  
なるやと云ふ但此屋後より居るを更くの便あり又一合  
屋の物を養ふに便あり二年おしと云ふ所を任るを持續し  
たりと云ふ滿地りありを校しころ煉化餅を以てて地城を造  
後園の



しこゝ二層の建築を為す夏時風の疏を好くる事  
 甚し於是金湯を新し居を築むの意を思ひしは亦  
 内務省を以て勅めし如く此を陳し明年任官を  
 為さんとすも尚ほ一約を築山山の邊を授けられ  
 けんことを以て其一流を得、勿論新の如く弟も  
 を築むを得、毎年新築の片敷其他の方画者  
 著しめし由あり提供す、敢て辭する事にあらず  
 他人の授けしを以て借財を以らん事と物とを以つ  
 べ之れを築む本意とする事也（十二月九日記）  
 ○ガントン夫人より寄せし書に、國者修函館名を換  
 する事、本午修函館なる事しを以て、先以  
 一千二三百の書冊と寄贈せしむ、後更なる佛

山四方の幅の寄贈書、國者書物進之四五冊

進贈書  
 最後  
 友邦  
 三枚  
 道老  
 の  
 集  
 旅  
 ●



寄贈書  
 書  
 新  
 二  
 紙  
 書  
 中  
 大

者三丘、朝解、式、石造の塔、此の三、中







取の巻也 (十一月十日記)

日字部の彫刻家石を海へこき世中の茶を  
を好む者も海へこき入海を好む者も好む者  
入本も古茶も入るし、東年とさうして茶を  
たふ心も入るし、左の丸を白を添く茶を

(十一月十日)

香竹



安易粒中興  
龍安邑子四  
是馬告行造  
甲辰八月麻

培  
茶  
嶺  
麻  
撫古  
軒

茶峯の印

淡海

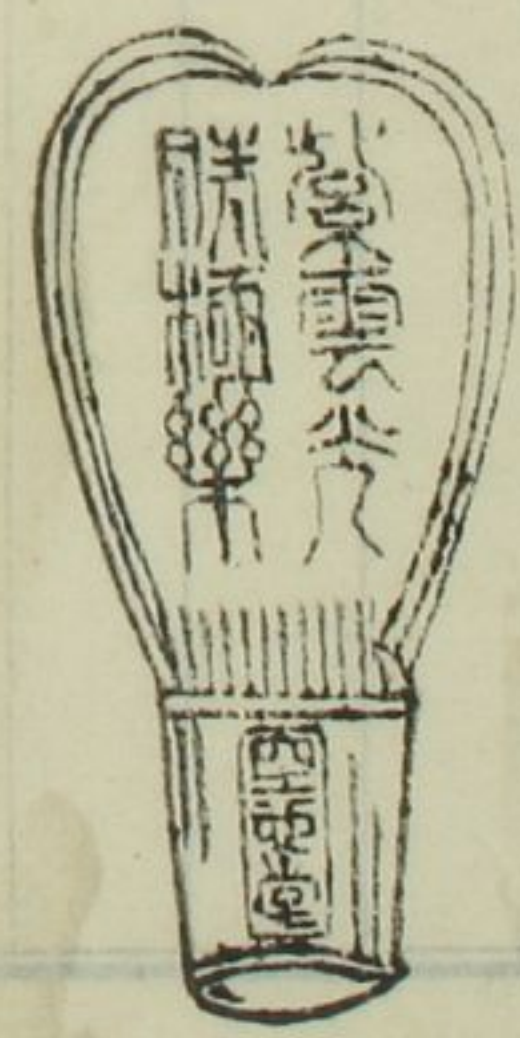


皇子空也上人玉服茶筴玉由來書

毎歳正月元日三日早天に茶を煎じ神祇園牛頭天王佛ハ  
十一面觀世音を祈念し上人秘法の茶筴玉にて茶を焙りたてし  
服する輩ハ年中の邪氣をとり病をよぬらるる  
子孫長久壽と衆王服を大福といふハ祝の言もなり

無量壽の見る杖待る口きりの

めらま——草を焙りたてしめ





○馬鹿者おかしき事いふまゝに山加江の由余りな  
無延のもの之を奉行物也

日  
三浦紙直五

山加外史。。



田中一の志を解するは山功と我と云

○及人志願又治り此年事の志山の嘯を志し山志の史料  
あるは改改し経年遠んことひ民のみの事見えて  
えざるものゝ事ありて事ありて事ありて事ありて  
くくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく  
後日人二田に治り勸めたる事えんじやんこと  
とを治りし事ありて事ありて事ありて事ありて  
事ありて事ありて事ありて事ありて事ありて事ありて  
大正十二年一月一日

### 晃山餘輝 (承前)

赤堀又次郎

#### 東照宮大権現祝詞

東照宮と云ふ社に關係の史料を三四年間種々搜索したが、思ふやうな結果を得なかつた。尤神社の方は少い。多くの費用と時間をかければ、集る見込もあるが、夫はゆるさぬ事情があつた。其中はからず一昨年(一九一四年)の十月に東照大権現の祝詞と云ふ珍しい巻物を發見した。

三代將軍の御靈屋の奥院に小き寶藏があつて、其中に白木の長持が貳棹傳つてゐる。一棹には家光公の位記、宣旨の類を入れ、他の一棹には御夢の御像八幅と、御守の箱一箇とが納めてある。御夢の御像と云ふは、三代將軍が家康公を夢に見る度に探幽に書かせておかれたもの、御守の箱と云ふは、切金の入れた蜀紅の錦のやうな蒔繪をした細長い箱に、三代將軍の膚につけてゐられたと見ゆる御守の袋數箇が入れてあつて、其他に巻物が一卷あつた。夫が即ち祝詞であつた。この寶藏の品は、古來一ヶ年に一度日光奉行と別當龍光院の住職とが嚴そかに御靈屋で風入をする外に、二百餘年の間人に見せたことのないもので、御守の箱には老中の封印がしてある。記録に御夢の御像八幅と、御守の箱を風入するとしてあるが、其箱に何が入つてあるとはしてない。夫故に古來他に寫し傳へたことのないもので、一山の僧も知らずに居たのであつた。

夫を余は偶然發見して、其字體と文意と御實記の記事と引合せて、寛永十七年八月の末に春日局が日光の東照宮へ御禮參に來られたときに神前で讀んだものと鑑定した。尤其巻物には年號も筆者などの名もないのである。

其文章は平假名に漢字が交せて書いてあつて、「家光公」などある字にも朱でふりがながしてある。其文は長いものであるからこゝには引かぬが、主意は、東照大権現に神徳を謝し奉るにあつて、神徳の感應をうけた條々が種々にあげてある。「こゝに源の家光公、忝けなくも、大権現の御神徳を仰ぎ奉り、無二の丹誠を抽んで、朝夕二時に白妙の御弊を捧げ、百味の禮奠を調へ、尊神に薦め御恩徳を感じ奉りたまふなり」などいふことが始の方に云つてあつて、「大権現御在世の御恩徳一々に報じても報じがたく、謝しても謝しがたしとなり」とも云つてある。將軍になつたことについては、「これ第一の御高恩、朝夕肝に染みさせられ御身にあまり、忘れがたくありがたく思しめし候し」など云つてある。「御滅後には一天守護の大権現と現はれて、君(家光公)を守りたまふこと日夜不退にあらたなり」とあるは、先に舉げておいた「我靈あらば、先祖と顯はれ、從孫を護り、永く家運を添ふべし」とあると同意のことである。

三代將軍の數回の病氣、朝鮮事件(寛永十二年)、島原事件(寛永十四年)も東照宮の神徳で無事に治り、駿河大納言も、井上主計頭も神罰で死去の事になつてゐる。



家光公が、家康公を信仰せられた事實と心もちとを是程に書いたものは他にない。今からは想像の及ばぬ深い篤い信仰を持つてをられたの見える。かやうな信仰があつて、則ち御手許金を出して、建築を改造せられたのである。

始め家康公は、軍事上の非常豫備費として、多年、多大の金銀を貯藏せられ、薨去の後に、幾分はかたみわけとし、大部分は久能山に納めおき、夫を追々に江戸へ取寄せられた事がある。御納戸の御手許金は夫がもとになつてゐるらしいと思ふ。して見るとかの五十幾萬兩は、もと／＼家康公の御自身のもので、云はゞ自分の金で、自分の御宮を建てたのである。生前と死後との相異があるだけで、他人のものを利用したのではないとも見られる。

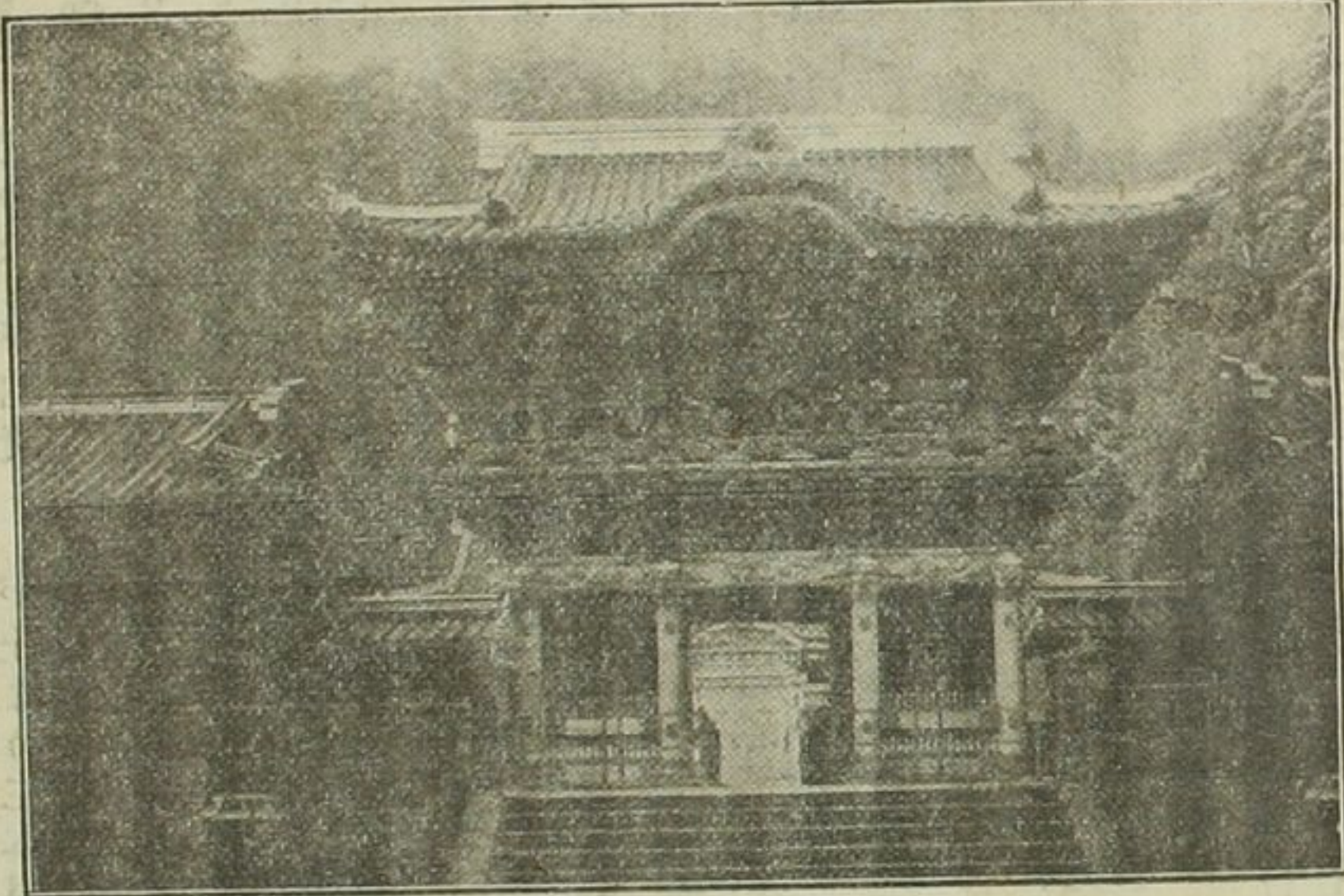
畢竟日光の建築は、家光公の信仰で改造せられたもので、宗、教上に根據があることを、従来は政治上から解釋しようとしたのは、大なる誤である。

この祝詞が、余の手に發見せられたのは、亦神徳の然らしむるところであらうと心ひそかに思つてゐるのである。

### 天和の地震

寛永十三年に東照宮の殿堂が、ほゞ竣功したが、未だ完備しなかつた。十五年に馬町火事と稱へて、今の華石町の方から出火して山内三百餘戸焼失した。夫について市區改正の必用を感じ、山内へ寺院を集め山外へ民家を移し、御宮の近傍は防火の爲になるべき建物を取拂つて杉を植ゑた。今の五重塔の邊は櫻本坊、大輪坊の跡、其向側は藤本坊、光

れぬと云ふ儀で、更に銅造にすることに定り、久次郎の地に四十間四方の地を下して椎名兵庫に鑄造せしめ、今の二荒山神社の社務所の後の方から斜に奥院へ曳きあげて、安置したのが、現在の寶塔である。由來寺院の建物の保存期限は、五十六億七千萬年を以てするが普通であるが、日光は盡未來際としたもので、世の寺院の建物よりもなほ久しきに耐へんことを専ら希望して、防火のため、防濕のため、耐震のため、耐寒のため、乃至防鼠のため、あらゆる當時の技術を盡して漸次改良したのであるが、其上に莊嚴の美は増すことあるも、減することなからんとしたので、手入の度毎に次第に華麗になつて壯觀を加へたから、寛永造營の當時如何なるものであつたかと云ふことは、今からは想像せられぬ點もある。近年大修繕に於て手入する間に往々意外なことを發見したよしも聞くが、最初の漆塗は今ほどに丁寧で無かつたところが多かつたといふことである。天和大地震の後、寶塔の外、殿堂も其まゝには差おかれぬについて、最初建立した人の孫の甲良豊前といふ大棟梁、遙々日光に登つて一々に損害の度を調査して、修理の方法を上申して、元祿の造替といふ事が始



外 部 観 望 陽 明 門

明院の跡である。奥院の木造の寶塔は十九年に石造になつて供養が行はれ、二十年には奥院の傍に相輪櫓を建立し、正保二年には御本社の後の石垣の普請、慶安二年には奥院の唐門、鳥居を唐金にて鑄造し、同三年には五重塔を建て、承應三年には御宮の屋根の檜皮葺を銅瓦に改め、萬治二年には大地震の爲に損害を受けて修理し、寛文四年には玉垣の土臺を石造に替へ、延寶七年には所々の小橋を石に改めたなど所々を補々に改めて、よくしたのである。然るに、天和三年五月大地震で諸建物、總石垣悉く損害を受けた。中一年を隔て、貞享二年には、御本社等に鼠が入つて荒したに付いて、金網の戸を造り添へ、天井の中にも金網を張ることにした。右の天和の大地震は五月の十七日から始つて、二十四日には百二十餘度も震り、奥院の寶塔も傾きて、今にも山下に倒れ落つたので、日光の諸役人、寺僧、社家の心配は一通りではない。其顛倒を防ぐ爲に、日光に現存してゐた材木を買上にかゝると、足もとを見て大に日光式を發揮して、手がつけられぬ。漸く山口圖書の盡力で買入れることが出来、其材木を寶塔の周圍に夥しく積みあげ、組みあはせて、顛倒だけは防いだが、寶塔は破損してしまつた。もと最初の寶塔は木造の大なるもので、御神忌には其中に於て、授戒、灌頂の儀式も行はれたのであつた。丁度今の芝増上寺の二代將軍の廟の奥院に似て、夫よりも高きものであつたらしい。然るに寛永十八年には石造に改めることになつて、赤蘆山から六千人を以て大石を引き、寶塔に彫刻したものが、この天和に破損したのである。他の殿堂はともあれ、寶塔は其まゝには差おか

るのである。其時甲良豊前の記したところによると、藥師堂は、全體に南西の方へ三四十程ゆがみ、南西の隅では、地形は、三寸五分下り、向拜の柱は西の方へ六寸七分ゆがみ、是はこの度御建直しに罷成候御事」とある。其時藥師堂の柱すべて四十四本の中で、十本は全く取替へ、九本は損じたところへ卷鐵を加へ再び用ゐ、梁や桁なども取替へる。其替へた柱は西より二側め、即ち佛壇の前の通り、北より六本と、三側めの柱、北より二本と、西側の南より二本目の柱一本と、南側の東より三本目一本とを替へたのである。元祿三年三月二十一日に藥師堂の柱立、六月二十七日に上棟二十八日に安鎮の儀式を行はれた。この元祿造替は本社にも三代將軍御靈屋の方にも及んでゐるが、從來世に忘れられてゐたことである。

### 元祿造替

寛永造營の後東照宮の殿堂を屢々改修せられたことは前にほゞ申した通りであるが、元祿元年から三年にわたつた工事を、多くは造替としてある。其事を修覆と書いたものもあるが、誰も造替と云ふことについて、技術家の意見を聞いてみるに、誰も造替と云ふことを信用するものは無い。併し記録の中からは、屢々造替に關



する記事を見出す。前に甲良の記録に依つて薬師堂のことを述べておいたが、こゝには御本社のことを申しませう。御本社の現在の基礎は龜腹石と稱へて、巨大なる御影石で出来てゐます。これが同じく元祿に入れたものであります。日光の御宮の近くに石は澤山にありますが、御影石はありませぬ。鳥居や手洗盤の御影石は九州から来たもの、近年は空間のものも来りますが、龜腹石のとは質が違つてゐます。龜腹石は、今市の西の方長畑といふところから、元祿に取り寄せたもので、小なるは七百人、大なるは千二百人、長坂は千六百人で引いたことが記してありまして、宮様が其様子を御見物になることも見えます。龜腹石は基礎のことでありませぬから遺物を解かねば置くことは出来ませぬ。元祿二年九月十三日日本社の御初、九月晦日地鎮、同三年三月十一日未の上刻御本社社建、外陣御幣殿の間、西より二番目の柱を立てる。六月二十三日に上棟、二十五日安鎮、二十六日正遷宮。この時の御本社社の損害の程度、造替の程度を詳しく記したのもあらうと、記録搜索の場所の見込はあるが、今なほ手をつけることが出来ぬ事情が存在してゐる。

經藏は柱の下の方を切りちめて、土臺を入れたことが、同じく甲良の記録に見えてゐる。

陽明門については、椶丸柱十二本の内、西の隅柱、南の方、柱貫(頭貫)下より腰貫の上まで、長六尺、口三分より五分まで、深さ四寸三割、埋木有之、同腰貫之上、居紋の廻り長九寸横一寸五分、深さ五分之埋木有、非貫之所に長八寸五分、幅四寸二分之貫穴之埋木御座候。南西角より二番目之柱、南

金粉で細字に書いてある。塗や蒔繪は建築の主要部ではないが、元祿に手の加つてゐる確證である。社殿内の裝飾をことごとく寛永の舊物として見ると大なる相異である。かやうなことはなほ他にもあらうと思はれる。

なほ元祿の三代將軍御靈屋の修覆については、用材七百二十三本。其中、富士山から出た椶は、長三間、幅四尺一寸、厚三尺。紀伊國文左衛門、加藤善八二人の名儀で納めたのは、二間餘の長さの椶四本で、其中大なるは巾三尺二寸、厚二尺五寸あつた。其他に掛塚榑木二萬三千二百六十三挺、日光門主より献上の榑六門百六十一本であつて、漆は五百八十貫目、土朱(べにがら)は、七十貫、綠青二百三十三斤、朱は僅に十斤。この朱の量の少いので、元祿頃まではなほ今の如きものでなかつたことが察しられる。大工の工數六萬九千七百三十六人半、彫物大工は三千百九十九人半、木挽は一萬六千六百三十九人。材木大小一萬九千四百三十五本の買上代價が銀百五十七貫三百目餘、塗師の手間代は銀三百二貫八十分目餘、大佛師民部(英一蝶の友人)の佛像修覆代銀三十二貫



高蒔繪牡丹

東照宮本殿障子幅三尺五寸

面長一尺五寸より二尺まで口二三分宛割筋埋木有之、東西面に非貫穴埋木御座候。御柱内六本両面に非貫穴埋木御座候」など云ふことが見えてゐる。非貫は飛貫と書いたものもあるが上より二本目の貫で、現在の陽明門について調べて見ると、やはり非貫の穴の埋木が存在してゐる。これは元祿に取替なかつたものと見える、なほこの非貫穴の埋木は寛永の最初からか、或は其後に非貫を取去つて、埋木したものは未だ審にすることが出来ぬ。

上野の五代常憲院殿の御靈屋の二王門は、飛貫の爲に二王様の御顔が隠れて拜まれぬ。芝の六代文照院殿の御靈屋の二王門は飛貫が、凸字形に曲つてゐて、有難い御顔を拜むことが出来る。日光の陽明門は飛貫が無いので矢大臣左大臣の御顔をよく拜むことが出来る。併し昨年から兩大臣共御病氣中で御顔を見てもよくないから、御見あげ申すも恐れ多いやうであるから、いつそ飛貫を補つた方がよいかもしぬ。

建物の各部を綿密に見ると、色々の事が顯はれて来る。天井うらや、縁の下をも調べることは申すまでもなく、漆でも、繪具でも、金具でもそれ／＼専門家が特別に念入にしらべねば慥なことは明になりませぬ。蒔繪なども寛永時代のものとして誰も疑ふものは無かつたが、元祿に手が加つてゐることがある。有名な唐戸の梅や、菊なども寛永のものか、元祿のものかは、再考を要することがある。

「元祿三年午三月、御造軍、御塗蒔繪等一式勤之、幸阿彌與兵衛長道、古満久藏安明、奈良八郎左衛門貞利、服部庄太夫永貞」云々の記文が、御本社内々陣御宮殿の土臺の一隅に餘、狩野探雪の繪具並に繪筆功代銀百二貫八百五十九兩ある。寛永にも元祿にも何れも入れで買上げたことが多々あり、入用御構ひなしなど云ふ次第では決して無かつた。

元祿以後の變化

元祿の造替で、東照宮の建物には、大に變化したことがあるばかりではなく、其以後にも變つてゐることがある。陽明門、唐門其他の今白塗になつてゐるところは、古くは素木とも木地ともしてあるから、何も塗つては無かつたのである。寛政の頃かに、石灰をうすく塗つたのは耐濕の意味であつたのである。近頃の胡粉を塗つたのは、甚しい相違である。拜殿の天井の探幽筆の丸龍四枚は彩色無しとあるから、墨繪であつたらしい、今は彩色のものばかりである。陽明門左右の妻方の繪は、もと東の方に岩笹梅の立木、錦花鳥三羽、西の方には大和松、岩笹、巢籠り鶴で、共に狩野祐清の下繪であつたのを、寛政度に松平伊豆守の指圖で、今の如く岩に牡丹の浮彫、下繪は狩野伊川のものとなつた。何



の理由でかへたかは審にわからぬ。文化九年の大晦日に大樂院から出火して、御寶藏が焼失して、寛永の建物の繪圖、寶物が焼失し、文化十二年には五重塔が焼失して、程なく再興になつた。其他細い部は修繕の度に變化してゐることがあるらしいが、とても一朝一夕に調査せられる限りではない。

各所或は器物でも畫像でも時代を一寸見分ける標準になるものは葵の御紋である。三枚の葵の葉が寫生に近く、比較的小さくして、間の廣いのは古きものである。葉が紋様風になつて、葉と葉との間が狭く、葉と葉との境目が直線になつてゐるは新しいのである。金具などにこれが混じてゐるのがあるやうに見受ける、又表葉の三枚のは宗家、二枚表葉で一葉裏葉のあるは尾州家、二葉裏葉で一葉表葉のは紀州家三枚共に裏葉のは水戸家の紋である。蒔繪のものの中には之を書きわけであると思はれるものが存してゐる。

昨年三百年祭に徳川一門十七家寄合つたとき紋の形が相違してゐるに氣づいて互に不審におもつたと云ふやうな記事を見聞したが、紋は家の徽章であるから、家がちがへば、紋も違はなくては、其用をなさぬ。同じ葵の紋でも、家毎に相違して各特色があるのを、瓦解と共に忘れられて、今更不審におもつたのであらう。日光にあるだけの葵の紋についても、之を確實に調査するは容易の業ではない。余は常に注意してゐるが、まだそれに力を専らにするまでには餘裕がない。何時かは日光にある幾十萬箇の葵の紋について、其變化と時代と家との關係などを明にしてみたいと思つてゐる。當分其時が来るかどうかからぬ。

### 日光文書

日光の東照宮などは、新しいことであるから、偽文書などは無さうなものであるに、立派な偽文書があつて、憲教類典其他に載せてあり、深く往時は信用せられてゐたものである。例の公武法制や御遺狀百ヶ條など、同じ手になつたものかもしれない。日光研究には之を除かねばならぬが、古く流布して信用せられてゐたものであるから、之を除き其關係を捨てるには甚手数要する。

全體、家康公の御一生の位記、宣旨と云ふもの、即ち今の辭令書は、日光の奥院の寶庫に傳つてゐるが、古來寫しを他へ出したことがない。大日本史料にも引用してない。昨年三百年祭に、出版した拙著の中に、「宜爲征夷大將軍」、「宜任太政大臣」、「右可從一位」、「東照社、改社號授宮號」の四通だけを載せておいたが、これがこの文書を公にした最初であらう。家康公の傳記は幾百種あるかしらぬが、この位記、宣旨の正しく載せてあるは一もない。今日でも家康公の履歴は明になつてゐないものである。神に祀つたについて、人間であつたときの事は、祕密にしてしまつたものと見える。御實記など幕府で公然選述したものも載せてはない。

この官位の事で、武家と公家との間に衝突の起つたことは珍らしくないが、殊に甚しかつたのは豊臣氏のと看で、秀吉公が關白になるときは、攝家から異議を持出して、鎌足公が入鹿を殺した時の鎌がなくして、關白になることはならぬと云ふやうな次第で、大紛議を起したこともある。立法の才

石垣のつくりかたにも一種階級やら意味やらを加へたことがある。其他神官の裝束、僧侶の衣體、年貢の取立かた、強飯の作法、警備防火の用意、祭禮の儀式など三百年の間に變化してゐることは一通りではない。例の拜觀料と云ふことも自ら歴史がある。

昔の武士の階級には、御目見得以下と以上との區別がある。以上のものは主人に面することが出来、以下のものは、據なく主人の前へ出ても顔をむけてはならぬ。後向になつてゐねばならぬ。これは主人の生命を守る爲の一種の防禦の方法から起つたことである。日光の東照宮へ正式に參詣すれば、同じく家康公へ拜謁するも同じ意味になる。夫故、御目見得以上のものは參詣をゆるされ、御目見得以下のものは、社殿拜見だけをゆるされてゐたのである。其參詣は、拜見に獻納ものをしたのが、拜觀料の起源である。尤これは寛政以後、日光の疲弊を救助する爲に特別に設けられた便法で、參詣は禁じられてあつたのが原來の規定である。東照宮の六月九月の祭禮の今も賑やかでないのは、參詣を禁じられてゐたときの習慣がなほ残つてゐるらしい。この祭禮が今は如何にも亂れてゐるが、何卒昔の如く嚴重にしたいものである。申に、事ながら、今のは日光式でなくて將門式である。將門式で祭禮を行ふとは實に慨嘆の極である。祭禮以外にも將門式が用ゐられてゐる。いや、日光ばかりではない。他處にも將門式が流行してゐるとの評判である。相馬流將門式が見たいと思ふ人は何時でも日光へ来るがよい。

のあつた家康公は之に注意して、公家法度の中に「武家の官位は公家當官の外たるべき事」といふ一條を定めて、古來ある太寶令系統の官位の外に、公家法度系統の官位をつくつたのである。この簡單な一條で公武の衝突を調和した妙は實に古今稀に見るところの明法律である。同じ太政大臣でも太寶令のと公家法度と二種になつたのである。一人であるべき太政大臣が京都にも江戸にも同時に二人あつたのは其理由である。但し大に資格に相違がある。公家法度で官についたものは、太寶令系統の儀式の席上に列することはならぬ例である。例へば御即位は太寶令系統の儀式であるから、公家法度の官のものは、其席に列することはならなかつた。紫宸殿へも清涼殿へも昇られなかつた。家康公や、家光公が參内に小御所を用ゐられたのは其故である。明治維新の大業が小御所會議に發するものあつたときには、武家が與つてゐたから、紫宸殿で行ふことを許されなかつたのである。古の節刀を賜はつたときの儀式などは全く別であつた。家康公の一生には、始のうちは太寶令の官位を受け、途中から公家法度の官位をうけたのであるが、其時代には他の武人もみな同じことである。家光公などは一生みな公家法度の官位ばかりである。この二種の官位の相違は從來かつて審に考へた人を聞かぬが、家康公の傳については夫を捨て、おくわけには行かない。家康公の正一位は、人間としての贈位か、神として授けられたのかも一問題である。この位記、宣旨の寫しは日光の外、久能山にはあるが、夫を比較して見る必要もある。日光へ最初納めるときに紛失してゐたのもあつたので、更に新しく補つ



たものもあつたが、夫は何れの位記か宣旨かといふ事も調査せねばならぬ。

御神忌の度に奉納になつた莊殿用の經文は京都で出来たもので、夫を作つた家は今も残つてゐて、記録も傳へてゐるよ  
しであるが、これを調べる事が出来ぬ事情がある。其記録を  
見ねば、あの經の事はよくわからぬ。寛永造營をした甲良の  
家、其他の技術家の子孫の今に繁昌しゐるもあり、子孫の家  
になくとも其他に必要な記録の存在してゐるのも聞及んで  
も手がとつかぬ。三百年の秘密は一朝夕に容易に明かにす  
ることが出来るものではない。日光の社家の日記、記家を掌  
つた寺院の日記の夥しい中から要件だけを選択するは、眞に  
砂の中から黄金をひろふやうである。今は夫も併し止めねば  
ならぬ次第になつた。

### 輪王寺問題

日光にも久能にも別格官幣社東照宮がある。日光にも宇都  
宮にも國幣中社二荒山神社がある。日光にも東京にも天台宗  
輪王寺門跡がある。日光は内部に種々な問題があつて決しか  
ぬることがあるばかりでは無い。外部との關係も容易ならぬ  
ことである。

こゝに輪王寺問題として擧げたのは、先頃新聞に見えた、  
東京と日光との本末正閏のことについてではない。萬金丹で  
もあるまいし東京が本家か、日光が本家か、夫はまづ次のこ  
とであつて、余は今夫に手をつけようとはしない。夫よりも  
すつと大きい大切な輪王寺問題がある。

やうになつてゐた。輪王寺問題も同じことであらうと思ふ。  
往年征夷大將軍では譯語に苦しむから、大君と云ふ名稱を  
外交上に用いたが、さて其タイクンなるものが外國人にはわ  
からず、其タイクンの解釋には、通譯も我國の外交官も閉口  
したと聞いてゐるが、やはり法親王のことも其類であらう。  
そこで外國人はしきりにタイクンを研究した結果、ひき蛙の  
やうなものと合點した。ひき蛙は腹の方の色と背の方の色と  
相違してゐる。外國人に向いてはタイクン、京都方へ向つて  
は征夷大將軍である。徳川家定は腹と背と色が、はつてゐて  
ひきがへるぢやと解釋したさうだが、なる程よく觀察したの  
である。日光にもこのひきがへる式が澤山ある。夫を分類し、  
解剖して、明にするは面白いやうな手数のかゝることである。  
これは甚不敬なやうな文言で徳川氏の御方の御氣にさはるか  
も知れぬが『日光』の如き抹殺論でありませぬから御安心下さ  
れて然るべきである。

序ながら、有難い征夷大將軍の辭令書をこゝに載せておき  
ませう。

内大臣源朝臣

左中辨藤原朝臣光廣傳

宣權大納言藤原朝臣兼勝宣奉

勅件人宜爲征夷大將軍

者

慶長八年二月十二日中務大輔兼右大史算博士小槻  
宿禰孝亮奉

それは、輪王寺門跡を關東に立て、皇族をすゑておいたに  
ついて、東照宮との關係はどうなつてゐたかと云ふことであ  
る。

幕末に徳川氏の罪惡を數へた中にまづこのことを擧げられ  
たのである。皇族を招び下して、先祖の墓番にしておいたは  
甚不都合千萬であると云つて、責めたのである。これは日光  
だけのことでない。小は徳川家に關し、大は日本歴史上の大  
問題である。

然るに、一方には幕番にしたのでは無いと云ふ説もある。  
即ち日光山沿革略記などに其趣が述べてある。

「世人多く輪王寺法親王を以、東照廟の祭司なりと謂ふ。誤  
解の甚しきなり。抑々輪王寺宮は天台宗の管領職にして、  
佛教各宗に冠たるの大權を有せられ、佛法を以、王法を補  
翼し、大に國家を鎮護する勅願の大任を奉體して、御職務  
の大體となしたまふ。然れども東照廟の法儀等、御所轄内  
に屬するが故に、法門の大導師として、其法席に臨御あら  
せられしなり。其證枚擧に違あらず。然るに其實を知らず  
して大に不敬の言を吐き、爲に却て皇威を瀆す者あり。大  
罪人と謂つべし。」

これも一説であるが、枚擧に違ない其證を一つも擧げてない  
から、破邪の力足らず、顯正の實無く、敵手を屈服せしむる  
には至らない。

抑々徳川幕府の法としては、例の民に知らしむべからずの  
意が合つてゐて、了解しかねることがある。併し内部に於て  
はよく條理は通つてゐて、外部からは窺ひ知ることが出来ぬ

この一紙で天下を取つた證になるのである。さて文言を略解  
すると、「勅す（後陽成天皇）件の人（徳川家康）宜しく征夷  
大將軍たるべし者なり」權大納言藤原朝臣兼勝勅宣を奉はる  
左中辨藤原朝臣光廣が其勅命を申聞かせる（傳宣）。慶長八年  
二月十二日に中務大輔兼右大史算博士小槻宿禰孝亮が其旨を  
奉まはつて、之を記したと云ふ事で「奉」の字はウケタマハ  
ルと讀む。其中で内大臣と征夷大將軍とは公家法度系統の官  
名其他は太寶令の官であるが、とんと見わけのつけやうがな  
い。光廣は烏丸伯爵の先代。兼勝は廣橋伯爵の先代。孝亮は  
壬生男爵の先代であつて、後陽成天皇の勅命を兼勝が奉つて、  
光廣に傳へ、光廣から孝亮に傳へて記したのである。權大納  
言は今の侍從兼内閣書記官ともいふべきところ、左中辨は  
内閣書記官、右小史は内閣書記である。中務大輔は今の宮内  
次官、算博士は數學教授である。

この一紙によつてめでたく三百年の太平を開いたのであ  
る。世の中にこれほどめでたい書付はない。誠に以てめでた  
し〜と申すべきである。（完）

### 子規庵保存會寄附芳名録

一金拾圓也

東京 島田 やよ

一金貳圓也

米國 金子敬次郎



○依る可成心より紙へ書きし余の心や、  
 ちのめなきこととを家入りのあめりあに、  
 一書携て仲氏易の序致や其傳のうらも  
 微し得るも、さう紙もなぬ山を何の用か  
 を言ひてすまうし、唯れ漫海一万をすまひ  
 う今ら神くさう又人の良好をうし、  
 りし、先般のあにすま紙の改修、  
 して石川流の書幅を短くせん、  
 するの詩を好し、  
 とさう、  
 々中を、  
 及び、右に、  
 十二

あり紙の、  
 靴き、  
 とうと、  
 け、  
 かの、  
 う、  
 つき、  
 一月三日、

○鹿火、  
 銅印、  
 於て、  
 要也、



多に接しある。○米尾に薩摩政府と云ふもの  
有る方角の印に刻しあると余も老のよと用じ  
一印と指すもの方と云々為の本段に刻しある(よと同  
し)といふ、大言あるものか又強う長方角の形  
薩摩政府と云ふ二行と云う布まを回  
んも政府の二字の細き薩摩の(金)  
く字あるの事のおも(あ)る。○此(三)試刻の  
内の一らん歟片山の書状に准前表地持薩を  
に政府と稱せし(い)る事(あ)らう(と)あり又(い)ふ(こ)の久  
光印(あ)ら(し)う(あ)る(と)い(ふ)に銅印の刻(あ)る(と)い(ふ)  
の(元)初年(い)う(け)城(い)ち(族)中(一)銅印の刻(あ)る(と)い(ふ)  
得(た)る(と)い(ふ)五(五)馬(武)左(左)衛(衛)門(太)夫(夫)の(あ)る(と)い(ふ)余(余)の

本指の印を前者の刻とて(い)ふ(と)聊(聊)の(あ)ら(し)う(と)い(ふ)  
く(後)の(刻)を(い)ふ(と)い(ふ)  
先(先)諭(諭)大(大)意(意)の(薩)摩(摩)政(政)を(い)ふ(と)い(ふ)手(手)の(あ)ら(し)う(と)い(ふ)  
く(後)の(刻)を(い)ふ(と)い(ふ)  
八(八)片(片)山(山)の(刻)を(い)ふ(と)い(ふ)と(い)ふ(と)い(ふ)は(は)快(快)く(と)い(ふ)  
と(い)ふ(と)い(ふ)今(今)と(と)余(余)の(あ)ら(し)う(と)い(ふ)  
○(薩)摩(摩)下(下)谷(谷)不(不)思(思)池(池)心(心)笑(笑)福(福)寺(寺)に(出)船(船)部(部)の  
社(社)員(員)の(あ)ら(し)う(と)い(ふ)は(は)改(改)造(造)と(い)ふ(と)い(ふ)  
況(況)次(次)の(前)指(指)き(と)い(ふ)は(は)夏(夏)日(日)漸(漸)に(つ)き(と)い(ふ)  
邊(邊)を(い)ふ(と)い(ふ)は(は)早(早)く(と)い(ふ)死(死)ぬ(ぬ)る(と)い(ふ)  
と(い)ふ(と)い(ふ)を(余)と(と)一(一)極(極)を(い)ふ(と)い(ふ)は(は)我(我)れ(と)い(ふ)  
と(い)ふ(と)い(ふ)の(あ)ら(し)う(と)い(ふ)は(は)君(君)の(あ)ら(し)う(と)い(ふ)







のこころを揃うひに於て其の材料を造りて地に得  
可しがこれと他人の年をゆせしむるを構はるも也  
荒し早稲の文を納むるを得ば自家不  
物の其の甚くは関係あるものを悉く言附してこ  
れを念ひて早く早稲の文を納むるに於て其の  
も念ふことせば優るドウマニク、ニエセアム  
と作るを得べし、口をいれしむる何人七合と  
さる此のニエセアムも早稲の文を納むるに於て  
其の早稲に於て其の文を納むるに於て其の早稲  
快く其の早稲に於て其の文を納むるに於て其の早稲  
の早稲に於て其の文を納むるに於て其の早稲  
いそぐを其の早稲に於て其の文を納むるに於て其の早稲

の早稲に於て其の文を納むるに於て其の早稲  
ハ此の早稲に於て其の文を納むるに於て其の早稲  
へて其の早稲に於て其の文を納むるに於て其の早稲  
此の早稲に於て其の文を納むるに於て其の早稲  
待ち其の早稲に於て其の文を納むるに於て其の早稲  
年三月月迄も其の早稲の文を納むるに於て其の早稲  
此の早稲に於て其の文を納むるに於て其の早稲  
大典に於て其の早稲の文を納むるに於て其の早稲  
此の早稲に於て其の文を納むるに於て其の早稲



得るものあり、而して改に成る事もあはるるを謀る  
やしむること敢て難き事ありしや

○山崎元次郎と経典の博士として知らるるを  
つがは若し中々の代より増ゆの思の若しむ  
道も是に孫樂所一人世帯をおつたに其の家  
庭に預けりて其の孫も道もさまたことある時  
年の末山崎と之を方柄する道もを其の若  
し若しとつた道も其のノートブック  
冊を記念のたるる永世に保つたといふも巻首  
に何の一言題しむるも頼むべし道も三  
十数年前の事かあるもいふもノートブック  
を照つたの一向に記憶に無いといふ、頼むも山崎

がれは名もあはるるもえはよきものをえは居ると白紙  
緬の茶あはるる包まんたものをあはるる解くと  
相新油の相あはるるあはるる其の甚きを母  
と羊皮の快は甚きとせえはたるるあはるる  
洋といひの甚きあはるるノートブックがあはるる  
あはるると年々頼む中を照つたえはるる一八七七  
の年福といふるるるるるるるるるるるるるるるる  
の寄居るるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる  
にせし何のあはるるるるるるるるるるるるるるるるる  
あはるるるるとせしるるるるるるるるるるるるるるるる  
知解るるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる  
のミカドス、エムハイヤの板書るるるるるるるるるる



山崎の洋家の方海に... こと樂言る...  
あつて一向に奥意を味のものもある個振の... 何れ  
山崎のキニ... 不審日... と云つて  
よくてえんハ... 可時代... 御飲の  
よをとえふ... 退も... 御代を...  
し... 汗と流し... 取ら... 個振  
のよをも人... 母ことを悔く... 今  
もある... 山崎のお... 詩を...  
この由... 十... 又を... 昔...  
... 杉... さん...  
... 福と...

... 保存... 山崎の... 此の...  
... 以後三十年...  
... 何事... 云つ...  
... 我...  
... 自...  
... 例...  
... 揮...  
... 性格... 遺...



ある諺を以て河恩を感ずる。落紙の類も思ひぬる母に  
於て山崎崎士●と流石に政原の人をうら

○早稲の文書の新筆は五十卷力が有難きと先醫  
と號し堀本一甫と云ふ。明治四年三月に歿し、以て浮世  
醫のこともあつて居る。此の文書の太子さまにおせし  
い人物であつたといふ。藤原の権勢を流し、以て禮儀  
何●も差上つてゐる。あつたといふ。おんおん無く、い  
し、核捕を決議する。さうしてさういせぬ。その御恩  
報いさすと云ふ。●おんおんさうさうの意。あつた。核捕  
す核の事をさういふ。おのさうさうあつた。大勢の志を  
の直心中。一國校る。流しをさうして居る。と笑はせし  
と、さういふこと。この勸つて居る。

○懇願おしつらう。核捕を苦み、一柱さうさう居つた  
まゝの大隈侯夫人の御像を外へ。寄附をさうさう  
と建設せんと礎石を拓へつてあつた。その御像の取扱を  
早稲の大家と改稱後、子重と云ふ。核捕出さる。二十名  
ひさうさうの元。おんおん。核捕を扶えさう。核捕の高  
者。おんおん。核捕の事をさうさう。又好まぬ。其の  
をさうさう。突山同。核捕をさう。その決断者  
を提出し、その御像を侯夫人の御像と改題の上  
感化を其のあつた。おんおん。核捕を此とす  
とさう。おん。侯夫人。核捕家を侮辱す。此の決  
断を黙り。おん。核捕をさう。核捕と改題す。おん。お  
余の案。おん。前。核捕をさう。現任。おん。核捕をさう。核捕を全部



と一歩を合し懸うる侯爵家と云我の關係改姓の  
歴史細條の地を以て字所をせんは海舟等も況き  
諭し其の決意を解かしあふしと云ふは亦結構余  
のあまのぬく一河に親し前々長ち懸利の諭示を  
とめしかばなりしと云ふ服をす終は吾生を救峻  
しと念をまかぬ所惜きと云ふ運びに迫りたるを以  
つてにてもく建設を中止することな決し之を亦  
理するも先づ大隈侯を以て是等皆の不行なる  
を為すのこゝに利りたるを陳述し且つ曰ふこ  
誰か多るをとりあはせ中止の由を得たりしと  
情を辨めると先づ大隈侯を以て是等皆の不行なる  
を為すのこゝに利りたるを陳述し且つ曰ふこ  
誰か多るをとりあはせ中止の由を得たりしと

子や遊りしと云ふ一は中止するを以てはむを  
すところを向を流しなり

近年細條の文籍に心くしと云ふは  
字根をも細條建設を以てする所の地を以て  
ちを地をあらわす若し細條建設つしと云ふは  
字根の因りて候多人を以てしたる建設を  
云ふは一に云ふはあはれ候夫人の細  
條にその地を以てする所の地を以てする所の地を  
を建設の地を以てする所の地を以てする所の地を  
する所の地を以てする所の地を以てする所の地を  
する所の地を以てする所の地を以てする所の地を  
する所の地を以てする所の地を以てする所の地を  
する所の地を以てする所の地を以てする所の地を



日人根性らし学あすまは道と感するもの  
あり或は曲侯の友人の像をむり我の中庭にや  
つとを飾るの侯奇家阿波すまは道と感するもの  
とありとのちあり心配は日と区とすんも大体  
ち成体論をいしく私的不平をいふ加ひり  
誤解も手傷つてさると突如として抗法激  
とありとありいんとう、實をまへんかこり我の  
すまは道いんもなき性格の侯友人に對する侮  
辱を與ふもの侯友人をよく知るものあり  
の戦栗するまも果敢侯友人の内言を  
く苦悶し侯も為る我の困窮のしめら  
れつてあること故ふものあり我の故を他

日此の像の中道後を言折するのまもを  
侯友人と悲しくス子し之を許すまも  
今後吾我に對し侯奇家の態なる或は  
善化せんか又我の初めは我の初めは  
に我を怒り成せし侯奇家の像のまもを  
に延えしこころ及びなるものありか馬鹿に  
しきりす也也竟山のまもを我の初めは  
後をむ目論すん誠意を謝しつゝあり初  
のこころもなるまもを我の初めは  
側へ我を七侯友人の初めは困り志  
きりす我の初めは志きりす  
吾我も古頼ることとむを得るへま







どうする様なるもの来たれば、サア幼少なるものを自分  
も自給する様なる臨味があるものと、換做大  
嫌ひであるもの、西洋の種を専ら専らと一向に  
舞のこの、日本の種を振り廻す、或るは自分  
も専らである、或るは日本の種、或るは一般文藝界  
の困難を感して居る時、或るは自分の得  
るもの代である

意氣昂然たる、或る是れ徐ろく、或る是れ中  
をきりける、手帳を振り出して、或るは自分の年  
末主義として居ることを初め、或るはつけと見  
る角、或るは個条にある、或るは主義、或るは座  
を繰りかかると、或るは、或るは大略、或るは或る

- 1 行ふ前、先が論として立場を定む
- 2 作すんか、或るは他の者、或るは為さるることを専ら
- 3 他を宗、或るは専ら、(内外人、何れも、或るは或る)
- 4 流行の公平なる傍、或るは批判するを  
任とする(追隨者として)
- 5 或るは専ら、或るは七年を専ら
- 6 先づ他の美点を齎せし、他山の石とする
- 7 或るは専ら、或るは、或るは、或るは、或るの後  
の事を観する
- 8 他人を自分の便宜のため、使つて、(他の功を  
奪つて)

道徳の文藝上の経歴、或るは、或るは、或るは、或るは



その道進とみかゝる欺くさるゝのひある自分らの  
外るともあつて道進の経歴を知つてゐる事  
實をアテハムレバ此のハケ條ニキツテリ拵ま  
る感と道進と各條うつき委しき自らの経  
歴を語らうと一々こゝに著下池するの如く  
一二と存す

(1) 此を道進めし事とて先が理論を著  
しつて説を著し、如く前：小説其體と著しし脚  
本を著し前：書わ理論を著しし(樂劇)を  
著し(3) 道進とめつし河原の生立舞臺と  
あつての如く彼れを併しつてその自分と河原のアド

マイラー(2) 著(3) ウラニシツの  
何人ともオレシツフと(4) 自分と流行を  
著し(5) 於て人後と著し(6) 信す  
の流行の follower とも著す(7) 事と  
此の如く七年と著し(8) 説を著し  
小説を著し(9) 編りて没院(10) 中  
の如く倫理論著し(11) 著し(12) 早稲田文  
学部の経歴(13) 著し(14) 著し(15) 七  
年著(16) 以上著し(17) 著し(18) 著し  
著し(19) 他人の美を著し(20) 著し(21) 著し  
著し(22) 著し(23) 著し(24) 著し(25) 著し  
著し(26) 著し(27) 著し(28) 著し(29) 著し(30) 著し



筋休あるゆりきう他人の美点を看せは又かきう後  
 をうりてを結りきうと赤保くこ白牧すけ後進の  
 心を開却をが結ぶる位のち年ぬ糸の心をもたぬ  
 ありあう後ともゆとすもいりうりく出来ぬこと  
 自分せのすま子も時下るま也(他人を己の使  
 宜のせえ)供りすまふもかきういりまもあつん  
 直進を人のためを又かきうの名を教あて事を行  
 ひちを著すこと形を珍くしうりう他人の功を  
 おこしきことるまもかきうあはもりし彼んちか  
 の靴に於て飾りて遊庭いこくもあき  
 直進は又進をもあふ筆とを執つて見たりと思  
 ふ腹筆中のこの十三ヶ条を洩くして思ひ免ち

直進と文をあるを新きつてまうかくよの若しむを  
 中いりあふが自分かを決して行流すもあ積こ  
 とそよの所のこの左の女

- (1) 劇の事業へ就中一脚本の新化
- (2) 演劇の改訂十の命を演じてんたる他  
 の十の命を演ずるの意を身し
- (3) 観劇家たるしと業をこのを考くつ  
 ちうこあつてあ初年しうも己んち  
 観劇経験とさうの拍子とをうこ  
 つかうあつてんんとあかきんを案  
 して考ふとまふ
- (4) 舞のこころに 十舞以前の進境



一種の自叙傳 である。故に武田耕雲  
高と見ざる時のふるまひを志すやうな  
こと後りに撰らるるもの

- (15) 自分と演劇界の關係 (文章の場を解  
教の書をお) (この自叙傳の一  
部)
- (16) その甘長書論 (ドラマチック・ニゼアム  
と起し) (と志きうふそふのも地  
の論の採擷) (供したまき為)

(17) 演劇論

- (18) 沙苗の演劇 (おのりも人の眼を又とる)
- (19) 演劇前夜の文壇 (明治十年前を硯  
社会盛時代也)

- (11) 小説 (自叙傳体ニ其の意下との關係)

- (12) 倫理及育論 (中世及既時代の研究)

- (13) 藝術論 (自家の藝術観)

- (14) 自己と信念

此の自叙傳の由は演劇論のそのまゝの道徳の論を  
を似くへきと演劇論のそのまゝの道徳の論を  
演劇のそのまゝの自叙傳のそのまゝの道徳の論を (三六) (19)  
そのまゝの演劇論のそのまゝの道徳の論を (10)  
の自叙傳、そのまゝの道徳の論を、其のまゝの  
とも見ざるこのやに、其のまゝの道徳の論を、深き交  
りありしこと、其のまゝの道徳の論を、其のまゝの  
しくおまきたることありし、其のまゝの道徳の論を、



三二

道邊の毒保の支向を如物し、内田魯庵を  
どり四迷を察察し、丁々ことと道邊は次上日とうしな  
物より五倍なり動もまへに四迷をあらしむ、まよふ言ひ  
遺族に對しとも云ふに冷然と云ふの説もあ  
る道邊の淡泊と四迷を揚るとも、雲泥の差あり  
道邊の内田とて、高き所は、こゝにあり

次余道邊の文章を評し、在るやあり  
程めと仰り、改姓の文章もあ、何れ、註めを  
棄てしや、馬に舟人、言のことき、文章を又の天才  
を示すもの、他人の公けし得ざる所、自らも  
文章を、彼を、まう、いふと



是は甲乙之を馬骨人言わす文章之余の得意  
とす所ありまふと誠心あんなし事なり  
文章の今口のみならず相合んずる  
自分之刻苦と倦と云 誠心あんなし文章を棄て  
漸く真剣の域に入りし其の在るを  
悲劇的文章の域に入りし其の在るを  
を起して文章と云 悲劇の味をせしむ  
小一節なりん自方と云 悲劇の味をせしむ  
云

是の母は後れん此の歎  
余は是の問を答へて歌を思ひまじりて  
何處も又其保つての生由を尋ねて  
言ふと脚本を修りて其の意を  
歌劇と稱する耳 牧の方や桐一葉や  
花月や皆其の固執なり 其の意を  
アテの心なりん其の意を  
終に願ふん其の意を  
力あり俳優の保守的短長あり、其の意を  
新劇と稱し其の意を  
後座と云場あり其の意を  
其の意を

是の母は後れん此の歎

余は是の問を答へて歌を思ひまじりて  
何處も又其保つての生由を尋ねて

言ふと脚本を修りて其の意を  
歌劇と稱する耳 牧の方や桐一葉や  
花月や皆其の固執なり 其の意を  
アテの心なりん其の意を  
終に願ふん其の意を  
力あり俳優の保守的短長あり、其の意を  
新劇と稱し其の意を  
後座と云場あり其の意を  
其の意を



七言の初を自分の脚をて駄目と云ひし歌劇  
に福ふことなまらうに歌劇と云ふとあるに別れは  
のがうに無いとあるが七五調の業のありを幸  
ひとて試みふことなまらうとある人印は俗  
曲教とある後に比類のくまの、三味線は一寸  
端をて見たりとあるかひさの、こゝろのあはれを  
子せうとある跡とある十数年 昔年一とこの  
こゝろの外に懐れたりあるか、家の由り破れ  
息子のたれに全死水泡はゆいと語る  
あはれ語らう終つて更なる、同じ二葉草アキ前余は  
て人の語りのを測接こましくとことあるさあを  
はらのほゆとまの昔者一とこと無いと語る

も本曲のちと行ふと云ふと云ふのうまみ其の由り  
は自分みづから振うと云ふと云ふと昔者と云ふ  
その事と云ふぬ而して真に昔者しとのと云ふ  
く五七年のうらみあるお角心と云ふ文藝場なる  
盤のうら歌劇やその跡の根をり息子のたれに  
水泡はゆいと云ふ門中のか村の語教を合と云  
いろくの事と云ふ語教して初めと云ふく昔者と  
戦ふと云ふ之のうらまを故多報格なる動  
機と云ふ自分も七言と云ふ真剣の域に比れは  
あると云ふ



○道達を以てし、絢刷増補を以て、野河海傳と序して  
吾等の浪漫劇の事を論じて、前と掲げれば  
我々の新編の夫をたるといふは、たゞの物語である

その初めは、たゞ唐傳を以て、漢書を以て、  
史記を以て、我々の平民劇、三世紀と互に、天下蒼平  
の恩澤を浴して、賜ふ賜ふを以て、遂に、  
七似、其爛熟の境地にある、たゞ其物語、我々の位、  
本来性と、俾然する能はざる、  
其物語あり、其初稿の浪漫劇、其進歩、



如將と云う濃意と云う妙緻と云う目先の美  
化と云うと云う脚色の技巧と力の因果の離縁をも性格  
の論理をも無視しんば割と毎に怪演あるや兎れを  
喜ばざるべき一種の錦眼鏡と化しりぬ。さういふ前  
後三百年分の我演劇の隆運も、其最中純粹精神  
元祿身保の文と格と徳とを以て移すを以てし、  
おろり、一の真意入とも言せざるべき、淨瑠璃の甘言  
けんせの世々々千を以て鼻あやしく、甚帳のありを  
培せし七のたまこを教するんぞ、其不朽の價値あ  
るものありしと云う海のありなき、作と其の他、強を考へ  
純意志の身をあらうと、越我衝動の能技のし、生の  
観念に七とつゝゝゝのあきりゝゝゝゝ結を以てしとい

はんも不可なり、時の狂言位あり、いといとて親客  
の或是と或後とを疑はさんとのあやもを以て思附  
の新奇をも疑ひ、助立脚色七の巧慧をも多しり、  
劇中の其公女の権利として、藝業浦徳を其云  
も得意とせざる年也、たゞさかづのこことせ、こととえ、祿  
享保の振興節、格とすゝゝ、或は行んば、し  
所するんハ其類、度、的、に、なり、せり、り、海、の、り、り、り、り、  
黙阿彌のせきも、さ、ん、日、に、業、主、の、一、島、に、の、こ、と、を、ま  
ぬ、め、ん、て、ゝ、ゝ、ゝ、

○三百年間徳の氏の太平無事と日本の社会を  
今々、時、時、淋、漓、の、状、態、に、陥、ん、だ、ら、う、と、之、の、と、  
決、し、て、形、容、を、さ、ら、さ、る、ふ、○ま、い、め、の、あ、げ



ハ勝能淋漓と形容し、名実入り、言ひ足らぬ様  
々受ゆゑ、さうさう、答に、駄洒落、海行の時代、  
一と云ふ、懐終、駄洒落、海をその人、を笑ひ、  
狂句を必り、永秋の詞、滑稽考の、先作、或、行  
あ、遺骸の、仕事、を、さ、さ、さ、を、飲、犯、の、人、と、第、一、海  
多し、出来、さ、め、る、こと、を、あ、め、る、平、氣、あ、い、あ、之  
れ、を、以、て、通、の、極、粹、の、新、び、あ、る、う、の、め、く、る、海  
り、さ、う、枯、死、と、云、く、心、光、に、用、文、を、殺、ち、め、ち、あ、る、さ、い  
あ、る、侍、代、の、枯、死、を、ま、い、れ、を、瀧、也、(已、也、を、得  
さ、し、て、枯、死、す、る、こ、と、あ、る、い、へ、人、の、衝、か、め、る、い、ま、長  
一、ま、る、あ、る、と、之、の、枯、死、を、海、に、枯、死、を、送、け、る、い、ま  
す、さ、う、死、と、人、生、の、死、常、の、會、さ、う、さ、い、ま、さ、い、ま、さ、い、ま、

枯、死、の、さ、う、さ、い、ま、さ、い、ま、さ、い、ま、さ、い、ま、  
藝術の、お、お、お、の、さ、う、さ、い、ま、さ、い、ま、さ、い、ま、  
さ、い、ま、さ、い、ま、

○備、一、黙、の、通、傳、を、後、や、ち、行、向、な、お、戦、戦、代、の、江  
戸、の、お、お、の、げ、が、ち、ら、お、ら、書、い、ん、て、あ、る、其、そ、の、お、お、  
と、ら、お、

元、心、誰、ん、に、あ、る、の、所、文、也、而、復、な、江戸、一、格、更、一、窮、屋  
さ、う、階、級、物、が、と、冷、や、か、さ、る、儀、容、と、い、い、ま、い、ん、ん、江戸  
者、さ、う、お、お、お、お、の、り、な、こ、あ、る、と、自、由、な、お、ら、さ、い、ま、  
材、を、さ、う、ん、て、お、お、江戸、の、格、を、さ、う、の、筆、通、を、町、人、生、活  
を、移、る、と、い、い、ま、さ、う、花、術、と、其、を、さ、い、あ、つ、れ、江戸、  
其、を、さ、い、ま、さ、い、ま、さ、い、ま、さ、い、ま、江戸、人、の、お、











丸筆までも吹かすに出放るんは多うある。年代も多う  
へこそ然河通う地の八美人のめき方ふつて、其の誤  
ち點を湯走せしめたるハ疑ふを要せぬハ八美人  
は言ふ其時代の流行を穿ち文化文脈を代表する  
り入出流の一面の體面を理想向く或はめきと描いた  
作であつた。是は言の葉一を飽いた結果ハも  
氣の七吃氣も或具を惹くを得ずして一切の  
を酒海のものゝあざけ敷し、玩弄し老えとせ  
る利つた、あめのを給るゝ又一方としてんハ暢氣  
極まる。行きおろしとる人をものゝ人から美人の作  
ひある。

流逸をうつて不忠の池畔酒狂身と浮世を遊けた左次

即ち元湯役として垢候の眼せと筆流にあ波たのり、卒  
親武六、春七、出目助、吟松の八人が則ち八美人あるの  
ある彼等の多くハ一定の家業を担う妻子のある身  
分であつた。オホシ大人は御在おめるといつは油子ハ  
毎日のやうに雨ねまや、やつておめると、居るや記キ  
ころちやうしてある。オホあや芝をぬの反群りし  
ちんこんと既而較べるとある。中、大仕掛ハ筆者  
の勤をまをる。流し合つて出来ハ番の既向をば左  
次中が元振しと、ちんやある。けけの衣裳もりの既受  
と、ちん具もををる。の物料居る。出し  
人との中て不忠、屋敷の劇をやつて思物をあつと  
言ハせせやうつといふのひある。浮世を其雨のふ



つこのへはる奴等と茶化しやうといふ、えんが乾きも  
せぬ思ひのこゝとすまのむい。

差流のたか印がよきと望むる心あり、具行のむい、  
をいじく、法中ふこと、出東の、つうて彼がハ  
花のむい、敵討の返向を擧ぐ、陽田の、押出し  
狂乱を演し、あゝの又法を狂言の投身をやつて  
く失物するむいある。此の向のすむこの返向は、海流む  
押しやうと芝居か、やうなうてある。やんあゝの身振  
り、津井の、行くとか、あゝの狂乱は、仲巻む行くこと  
条三の、珍毛む、とうとかといふ、あゝ知む。

○え縁の、浪割の、馬鹿く、しき、一側とて、あゝ

い話の、月まゝと、狂言や、美おや、う、の、立派  
傑連を、船に、載せ、えんを、固十郎、片平む  
ろの、船を、お上げ、えんを、出さ、えんを、す、家の  
おこ、えんの、出さ、えんを、あゝ、えんを、馬鹿氣  
いよ、えんを、大人、取、えんを、打、えんを、  
あゝ、えんを、時分、あゝ、固十郎、向、い、く、人、形を  
船、積、えんを、む、む、む、片平む、えんを、  
えんを、あゝ、えんを、馬鹿、えんを、えんを、  
えんを、えんを、固十郎、えんを、冷、えんを、あゝ、  
えんを、えんを、直、い、人、お、や、船、えんを、お、上、  
えんを、えんを、む、む、む、えんを、あゝ、えんを、  
えんを、えんを、と、えん



○一月から初年卯辰を擡す凡の此の世道を終つたが例  
の事と終を辭あしむゆゑをえんてそつとせしむ  
是の逆亂をそつとけいしつゝの海をへるは是れと○自  
家の系圖やいふ所の脈のいふ所もあつたやをいふ  
そつとけいしつゝの海をへるは是れと○自  
文學の脈をいふは母方の脈をいふといふと云  
ふ是の母方の家をいふは此のいふところなるは  
つゝ酒家あつたしからつゝの家をいふは是れを  
まもつてせん其の末に一人の女子をいふては  
内家の是れ是の祖父の命を末にせん其の祖父の  
後世に其の連れをいふは是れは父の死後  
一時は家しつゝあつたといふは是れをいふは

このそつとけいしつゝの世道を終つたが例  
の事と終を辭あしむゆゑをえんてそつとせしむ  
是の逆亂をそつとけいしつゝの海をへるは是れと○自  
家の系圖やいふ所の脈のいふ所もあつたやをいふ  
そつとけいしつゝの海をへるは是れと○自  
文學の脈をいふは母方の脈をいふといふと云  
ふ是の母方の家をいふは此のいふところなるは  
つゝ酒家あつたしからつゝの家をいふは是れを  
まもつてせん其の末に一人の女子をいふては  
内家の是れ是の祖父の命を末にせん其の祖父の  
後世に其の連れをいふは是れは父の死後  
一時は家しつゝあつたといふは是れをいふは



竹のつたに流るるをいしし又かきつ川海と稱し  
其つた流るるも身つて来しとゆり初子を書きし高  
七草のつたをいしし生まぬことさきかた  
の多し流るるも點をさきと稱似するもあ  
而していんも母系より来りたることと云ふは  
なり

○道行と行の流るる内も川田出雲の流しり出に  
道行と川田出雲の流るる也いしし流るるも  
又さきんたう初りたることと云ふ、余も往年  
大内と去り流るるに西勢ありて文正家の墓  
を拓り其の跡にたことあり、併し川田出雲  
の墓のことと云ふ大内人びする初らぬ事と云ふ

を自らの將し得るも是もさきと無論知らぬと云ふ  
亦さんた邦樂し、木谷蓬次と云ふ人の書に  
そののを見しおかしと云ふ事あり

其記の事と云ふと大正五年の出雲段後なる六  
十年にありは念の事と云ふ事あるを云ふ  
彼ありは結果、南に生玉寺所の南端の  
古蓮寺に見ゆしと云ふ此の墓をいし  
次初年まがを掃墓の人もあつたが其の  
く弟ふ人もさきと云ふ論現に現るる墓を  
出雲川の墳墓と云ふことをいしと云ふ  
と云ふ

墓を八基ありて川田と稱つた一の墓をいし







丁心もせいであらう

井田のあつた市統の生活と云ふれはたのちの  
築塔や後陣や戒名に院號のあるかゝり  
を之観ハル、寶尸書年々出雲の後をよまけ  
少江の自家の池内は四季ゆづの景物を  
極、市内の傳神書人を扱ひて徹宵大  
夜宴をも開はしこと、傳上の河内とて罪に  
問ハん夜の手は捕えはしこと、實にこゝろ  
とも中統さうしこと、推考をせし  
又本出雲の父の少江を井田かゝりとも  
ゆ、天説の案を物つり大河原に於て  
くらきそを割立しとも、満都の人を氣を

身は作あめゆ運先びあらう、巨富と誇り  
おもはう、出雲の父の産と離れを別、井本産の産  
とともて淨瑠璃人形芝居をせし、作あ  
とらも異行とて、才く、中を、出雲を、井本を  
、由つて、名大の、中を、儲け、得、た、す、も、亦、比、陰、ん、も、興  
い、其、の、寶、豐、碑、の、儀、れ、と、傳、は、り、す、も、滑、つ、ん、無、き  
又あらう、(この文も又、物能、傳、り、す、も、滑、つ、ん、無、き、  
又あらう)

○道邊流次前記に、此の銘の内、一ツ脱し  
たり、を補ふ、を、今、自、令、と、撰、得、積、を、其、田、積、を、其、之  
義、を、も、教、せ、ゆ、流、義、を、う、と、て、行、々、例、を、え、り  
出、て、語、す、其、事、を、い、え、を、道、邊、を、い、へ、る、を、出



来らざることを、へぼたのるあり、批評家を其ま  
何事らの形にあり、或は白紙し或は并疏すを  
常とす、之れを忍耐するを、言ふに、容易の事あり、  
か、あ、遠く、自命を、批評家、教して、名、已むを  
得ざる、場合、こ、あ、る、ん、ハ、え、ん、か、い、言、を、批評家を、漏  
ら、す、と、**批評術**、一、時、の、快、を、得、る、に、成、就、し、と、若、も、藝  
術、の、善、後、を、念、せ、る、者、を、教、する、の、操、也、ある、也、と

○直述の者、論、論、論、の、中、子、論、論、の、論、論、  
と、あり、**標題**、一、書、一、次、用、心、記、と、あり、**西、路、の、人**



固方の位ときよ、名崎三味を花の珠をのりし、三味を  
 境に在り自家不花のをを敷刻し流計の資に交つ  
 へんも其一を樽歌の刻泡に當り接書か者とあり  
 七のありし、此も世に流計の子とよぶあるの三十二種  
 を其の位とよぶも支那の杜鵑新方とよぶと思ひ  
 つきとよとえしし又、由ら方の流計をしるんと思  
 ひしよそのも数見す、免に角初をえんや可き  
 〇直是日本の演劇史の世界に類を絶つるを  
 複種と稱のることをよみて、よりの語る、大略  
 五種に今と得し

- 1) 古代劇
- 2) 光本劇

- (3) おどろし
- (4) やきこるわし
- (5) 新狂言此る劇

1) 古代劇とよぶを、お四の阿彌陀おどろしとよぶ  
 の概を印釋するものありし、江戸に於て  
 の固十中の意より上方に於ける坂田藤十郎の  
 點をよむもの、固十中の十、八、七、六、五、四、三、二、一  
 を含み、此の時代の劇のお概と概案の  
 高、一程の味ありし例、概刻をよむ例ありし、  
 今則のガングリし、此もあつても比まらん  
 欺、皇太子のこと、武松なるもの、前にもあるけり



武内と母と載せざるを片千とせしむることせし  
類を時と古代割の由に入らざらん

(2) 古本割と今ありて人形の事とある事と  
瑞々割并に人形とある事と人間の事と割を  
云ふことと時代の物とある事と世話物とある事と初めを  
は代物と世話物と別れざるを後にはある  
方を混然して一様折中との事を修し出し  
今例へばすしやの事とせしむるは折中  
言ひ難き事とありたり終る所の丁種と思ひ  
しよりの某所の御直流を云ふ事とありたり  
和自死する所におうしを寓する事とありたり  
必竟時代物世話物別れざるを人の儀と云ふ

そ来したる事と結果物と折中を説く事と  
りたる事とありたりおと成の極端時代  
一現象とも云ふ事とありたり

(3) 舞踊割とある事と踊りを云ふ事と  
踊る事とある事と伴ふ初めをせりつ無りし  
漸くせりつ加りて後世までせりつ加りて  
本来を歌とつる事と舞ひ踊る事と物微る例  
へい道成寺の事とある事と此の割もある  
代に於てある事と世の骨頂と云ふ事と類の事  
きおかしき現象とある事と世に於てある事  
橋をたかむ口とある事と橋夫の盤敷とある事  
きつてある事とある事とある事とある事







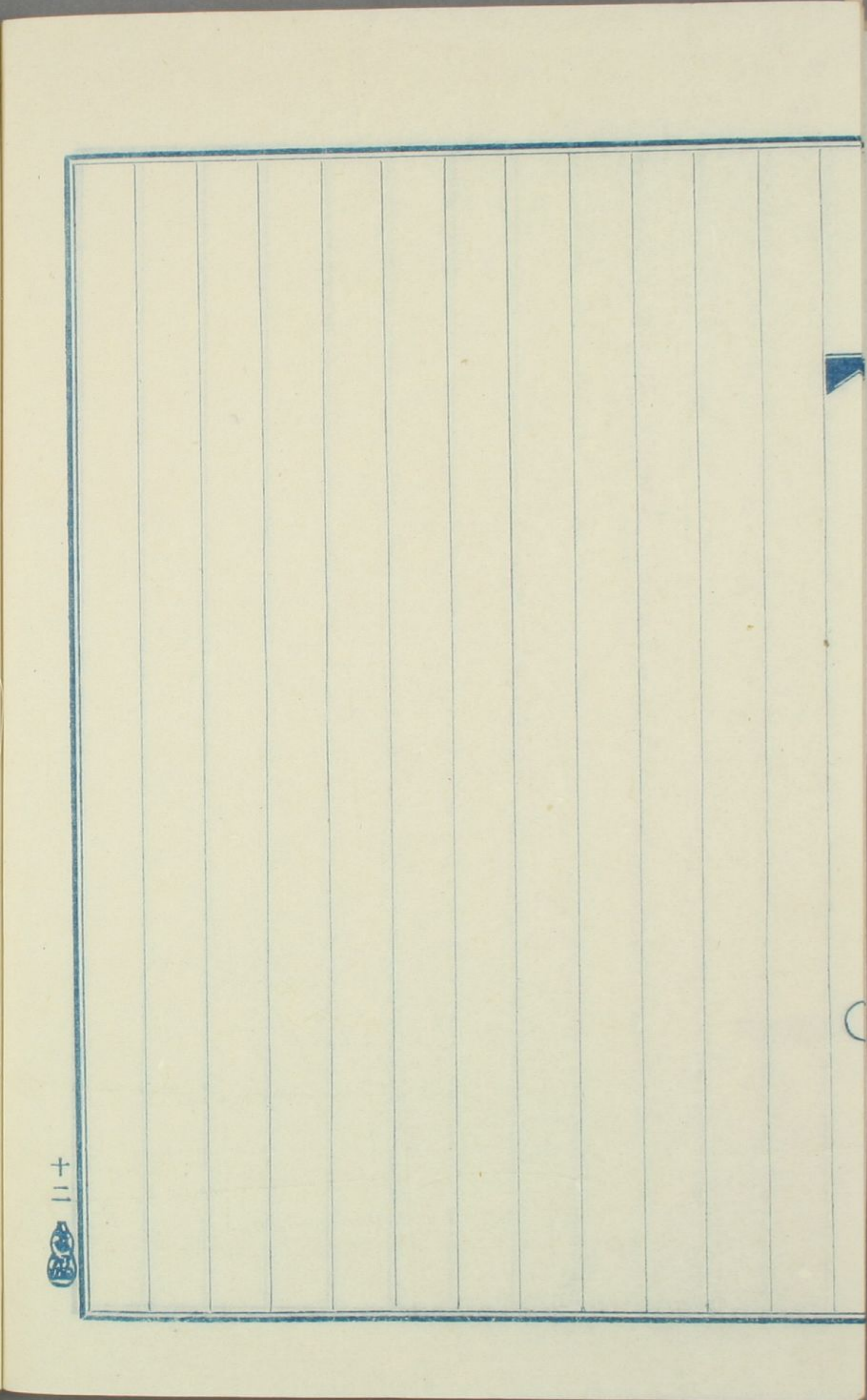
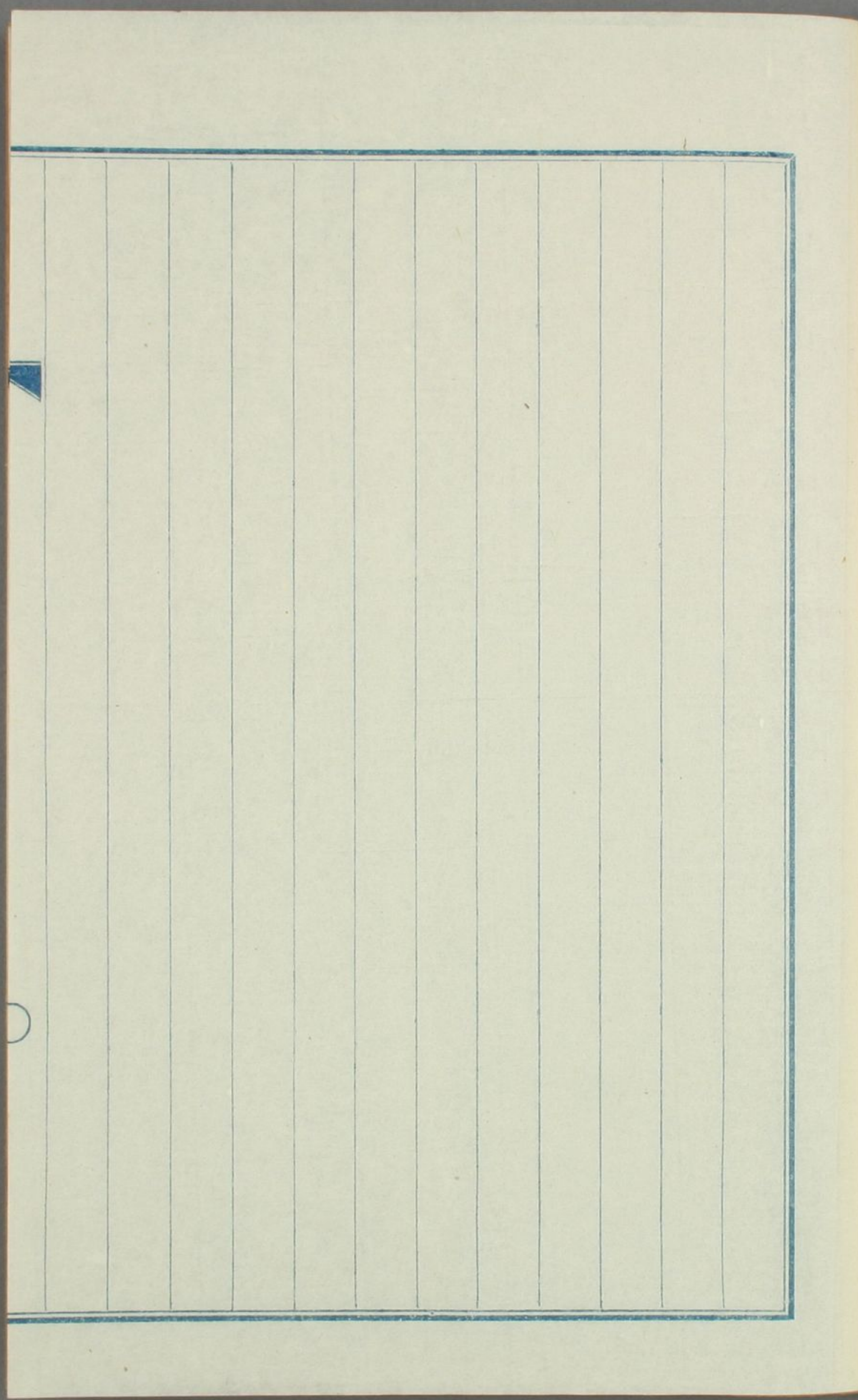




|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|





十二  
+



古知若く趣味の中校ヲナスモノ恐ラキ其色浦光  
 深ナラバアラス在来其色深ク依リ来ル沙ト徑ラテ土  
 中在、水中古、儔甘古、水銀古、ニ分テリ、  
 お中ニアル久キモノ其色青緑  
 水ニ浸潤ヤルモノ純粋仙皮ニシテ莹潤  
 人間ニ流傳セシモノ此多、桐、硃、砂、班、ノモノ又ハ、梅、茶、色  
 ヲ口ニ含ムモノ、墨、漆、色、ニ表ラスモノアリ  
 永ク、蒼、石、中、ニ、埋、没、セ、シ、モノ、水、銀、色、ヲ、ナ、シ、テ、清、性、を、漏、  
 ル、が、如、キ、モノ、アリ、ト、云、フ



其形態之整正善ナルモノ尊厳瓶、白等、樽ハ、凡  
中ニ最モ酒醜状ノ態ヲ去ルモノ夫レ無所ナラズ  
カ説文ニ云ク

象形、樽器也。象、産之形。中有空、酒之持之  
也。所以飲器象産者。取其鸣、节节是也。

昂、酒ヲ酌ルノ器ニシテ酒觴ノ種ナリ。上古支那於テ  
酒儀ノ朝勤ニ際シ天子ヲ賜フ所ニシテ金銀玉角  
ヲ以テ造リ階級ニヨリテ差アリ爵位ノ因テ起ル所  
ナリ。其姿ヲ産ヨリ様ル故ニ我國ニ於テ古クテ床飾  
リニ用テテ香爐ト書ク者香爐ト稱セリ。

